

## 1 災害時の応急給水について

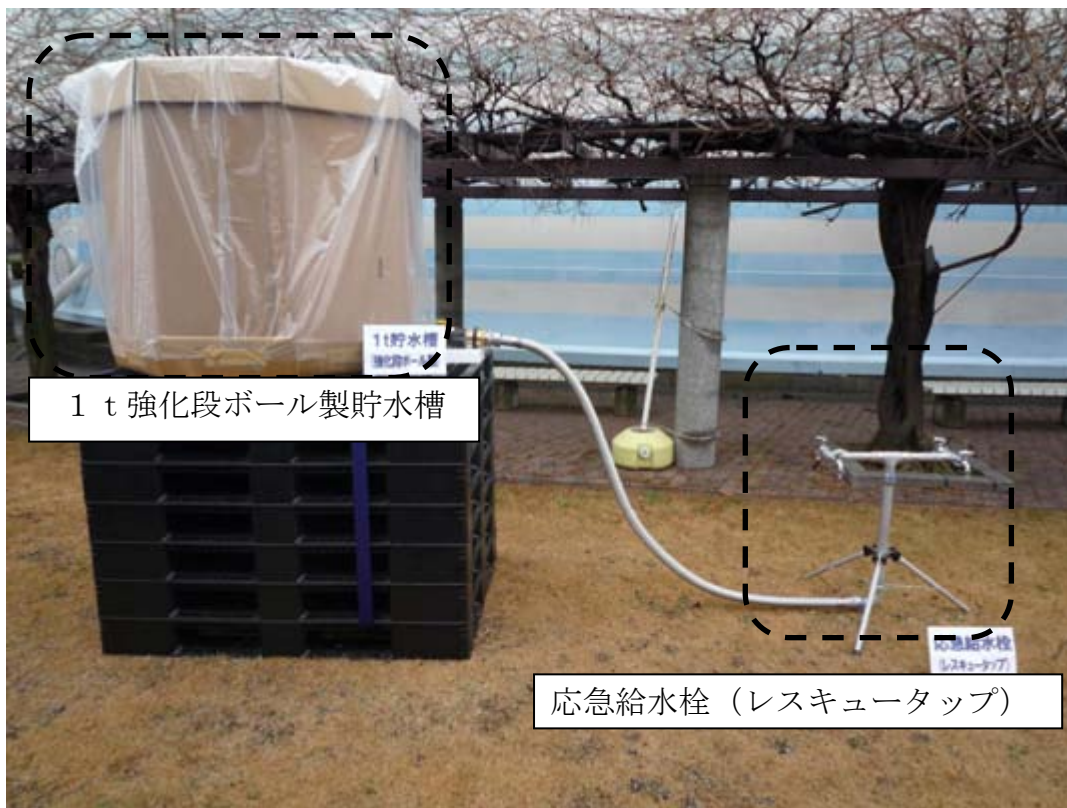
水道局は、市災害対策本部の給水部として、災害時において、飲料水を迅速かつ安定的に被災者に提供することが使命です。

これまで、市内55箇所の指定給水所に1t強化段ボール製貯水槽や応急給水栓（レスキュータップ）を使用した応急給水システムを配備するなど、応急給水体制を強化してきました。

しかし、この応急給水システムは、災害が発生した段階では飲料水が貯留されておらず、水道局からの給水車の到着を待たなければなりません。災害の規模によっては道路や橋梁の破損等から給水車の到着が遅れることなどが想定されます。このため、指定給水所に一時的に飲料水を確保する必要があります。

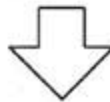
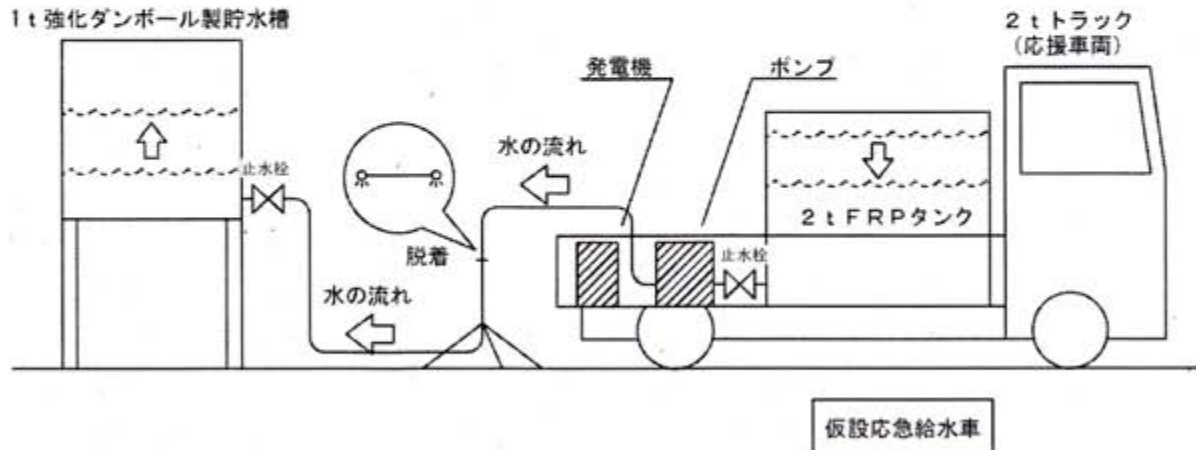
そこで、平成24年度に5年間の長期保存が可能なアルミ製ボトル水を製造しました。今後は、アルミ製ボトル水を計画的に製造し指定給水所等に備蓄していきます。

### 1 応急給水システム

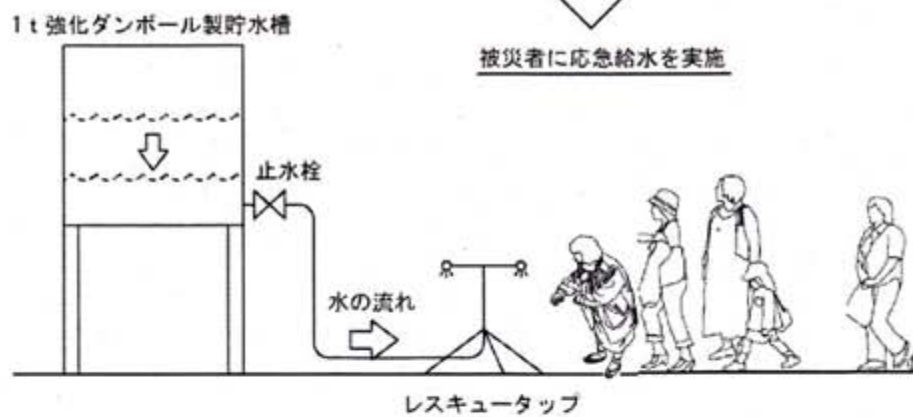


## 応急給水システム模式

指定給水所に飲用水を供給



被災者に応急給水を実施



## 2 アルミ製ボトル水の概要

- (1) 内 容 深井戸水  
(神根浄水場から取水)
- (2) 容 量 475ml
- (3) 製造本数 60,000本
- (4) 容 器 アルミボトル缶
- (5) 備蓄計画 平成25・26年度

にそれぞれ6万本製造してまいります。



## 2 国民保護に関する川口市計画の一部変更について

(概要)

### 1 国民保護に関する川口市計画

～大規模テロ等に対し、避難・救護等国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」〔[玉|民保護法](#)〕及び「国民の保護に関する基本指針」に基づき、平成 19 年 2 月に策定しました。

国の「国民の保護に関する基本指針」及び県の「国民保護に関する埼玉県計画」が変更されたことにより、その整合を図るため計画の変更を行うものです。

### 2 変更時期

平成 25 年 1 月 21 日

### 3 主な変更内容

#### (1) 国の「国民の保護に関する基本指針」及び県の「国民保護に関する埼玉県計画」の変更に伴い整合を図るもの

##### ア 武力攻撃事態等合同対策協議会の新設

～国の現地対策本部長が、関係地方公共団体の国民保護対策本部長等と情報交換や相互協力を行うため、必要に応じて開催するものです。

国の現地対策本部長が開催し、市は協議会に参加するものです。

##### イ 現地調整所の新設

～国民保護措置が実施される現場において、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関といった現地で活動する機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときに市町村又は県が設置するものです。

#### (2) 旧鳩ヶ谷市との合併や市の組織改正などを反映

##### ア 合併に伴い修正

～平成 23 年 10 月 11 日、旧鳩ヶ谷市との合併に伴い、市域、人口、世帯数を修正するものです。

##### イ 市の組織改正に伴う修正

～平成 24 年 4 月 1 日付け市の組織改正により、危機管理部が新設されたこと、国民保護業務が災害対策室から防犯対策室へ所管換えしたこと等に伴う修正を行うものです。

### 3 川口市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、市が設置する新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める条例を制定するもの

#### 1 川口市新型インフルエンザ等対策本部条例の内容

##### (1) 川口市新型インフルエンザ等対策本部の組織

本部長⇒市長

副本部長⇒副市長・教育長・水道事業管理者・病院事業管理者・常勤監査委員

本部員⇒消防長・各部長

本部員

##### (2) 新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の役割

本部長 ①対策本部会議の招集 ②対策本部の事務の総括

③副本部長の指名、本部員等の任命

④対策本部会議への国の職員その他の者の会議への招集

副本部長 本部長の補佐 対策本部の事務の整理

本部員 対策本部の事務に従事

##### (3) 川口市新型インフルエンザ対策行動計画での対応

カテゴリーA（：重症者の割合が高い）

レベルⅠ（海外発生期）状況に応じて、対策本部を設置する。

レベルⅡ（国内発生期）必要に応じて、対策本部会議を開催し、危機管理体制を確立する。

レベルⅢ（県内・市内発生期）対策本部会議を開催し、市長（本部長）が新型インフルエンザの流行警戒宣言を発表する。

レベルⅣ（市内感染拡大期）対策本部会議を開催し、市長（本部長）が新型インフルエンザ緊急事態宣言を発表する。

小康期（患者の発生が減少）対策本部会議を開催し、新型インフルエンザ緊急事態宣言を解除する。推進部会は、レベルⅣまでに実施した対策について評価を行い、必要な場合には計画等を見直すとともに、次の流行の波に備えた対策を検討し、実施する。

##### (4) 施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公有の日のいずれか遅い日から施行する。

## 2 川口市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、川口市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 川口市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 川口市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 川口市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

### （会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

### （部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### （委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



# 「川口市新型インフルエンザ対策行動計画」の概要

重症度区分を新設

カテゴリーA 重症者の割合：高

カテゴリーB 重症者の割合：低

重症度区分や感染力に応じた柔軟な対応

## I 目的

- 1 感染拡大の抑制
- 2 健康被害の最小化
- 3 社会機能等の維持

## II 発生段階別の主な対応(カテゴリーAの場合)

未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態 ○行動計画の見直し ○行動マニュアルの策定 ○業務継続計画の策定 ○発生段階に応じた患者搬送体制の整備 ○社会的弱者の把握に努める ○遺体を安置できる施設等の把握・検討 ○事業継続計画の策定を啓発
レベルⅠ	海外において新型インフルエンザが発生した状態 ○状況に応じて対策本部の設置 ○社会的弱者に対し必要に応じて個別に情報提供
レベルⅡ	国内において新型インフルエンザが発生した状態 ○必要に応じて対策本部会議を開催 ○推進部会の開催 ○大規模集会において自粛要請があり得ることを周知 ○社会機能の維持に関わる事業者に対して事業継続に向けた取り組みを要請
レベルⅢ	県内・市内、近隣地域において新型インフルエンザが発生した状態 ○新型インフルエンザ流行警戒宣言を発表 ○社会的弱者に対し必要に応じて生活状況を確認 ○混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止のため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進
レベルⅣ	市内において新型インフルエンザの感染被害が拡大している状態 ○新型インフルエンザ緊急事態宣言を発表 ○事業者に対して、重要業務への重点化(不要不急の業務の縮小)を図るよう要請
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○新型インフルエンザ緊急事態宣言を解除 ○実施した対策について評価を行い、必要な場合には計画等を見直すとともに、次の流行の波に備えた対策を検討し実施